

## 災害時における食糧等物資の 供給協力に関する協定

千葉市内に大地震，暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生し，又は発生するおそれがある場合に対処するため，千葉市（以下「甲」という。）と千葉総合卸商業団地協同組合（以下「乙」という。）は，別表に掲げる食糧等物資（以下「商品」という。）の供給協力に関し，次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は，千葉市内に災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において商品を必要とするときは，乙に対し，商品の供給協力を要請することができる。

### （協力の実施）

第2条 乙は，前条の規定により甲から供給協力の要請を受けたときは，商品の優先的供給及び運搬の協力を積極的に努めるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し商品の供給協力の要請をしようとするときは、商品出荷要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により手続きをするものとする。ただし、要請書により要請の手続きをするいとまがないときは、電話により要請の手続きを行い、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(商品の運搬)

第4条 供給協力を要請した商品の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲は、必要に応じて乙に対し、当該商品の運搬の協力依頼をすることができる。

(商品の引渡)

第5条 甲は、乙の指定する商品の引き渡し場所（前条ただし書に規定する乙が商品の運搬を行う場合にあっては甲の指定する商品の引き渡し場所）に甲の職員（甲の指定する者を含む。）を派遣し、商品の品目、数量等を商品出荷確認書（様式第2号。以下「出荷確認書」という。）により確認したのち、当該商品の引き渡しを受けけるものとする。

(支 払)

第6条 甲は、乙から供給を受けた商品の価格及び第4条ただし書に規定する乙が商品の運搬を行った場合の経費を乙の請求に基づき支払うものとする。

(商品価格の決定)

第7条 前条に規定する商品の価格は、出荷確認書に基づき、災害の発生する直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(在庫量等の報告)

第8条 甲は、乙に対し、商品の在庫品目、数量、引き渡し場所等、必要に応じて随時報告を求めることができる。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は昭和 **62**年 / 月 **30**日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名  
押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和 62 年 1 月 30 日